

一 般 仕 様 書

1 共通事項

(1) 一般事項

ア 適用

- (ア) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者等の責任において工事するものとする。
- (イ) すべての設計図書は相互に補完するものとする。
なお、現場からの読み取りと図面に書かれた数字が齟齬する場合、受注者等は監督官に確認して指示を受けるものとする。
- (ウ) 本工事は、本仕様書及び本図面による他、公共建築工事標準仕様書のとおり施工するものとする。
- (エ) 現場の納まり、取り合い等の関係で疑義を生じ及び設計図書に記載なき事項と言えども技術的に当然施工すべき事項が生じた場合、監督官に報告し、協議の上、その指示に従うものとする。

イ 用語の定義

- (ア) 「監督官」とは、契約書の規定に基づき、監督のために発注者が定めた者をいう。
- (イ) 「検査官」とは、契約書の規定に基づき、検査のために発注者が定めた者をいう。
- (ウ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者及び現場代理人をいう。
- (エ) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (オ) 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (カ) 「関係書類」とは、設計図書の他、受注者等で作成する書類の一切を含むものとする。
- (キ) 「指示」とは、監督官が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し実施させる事をいう。
- (ク) 「協議」とは、契約図書の協議事項について、結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (ケ) 「検査」とは、検査官が契約書に基づいて工事の完成確認を設計図書と照合して確認し、契約の適正な工事を確保することをいう。
- (コ) 「中間技術検査」とは、工事中の施工状況の確認するために監督官又は検査官が行う検査をいう。

ウ 官公署その他への届出手続等

- (ア) 受注者等は、工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (イ) 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- (ウ) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

エ 関係書類の整理

- (ア) 受注者等は、設計図書を当該工事関係者以外に貸出し、複写及び閲覧させてはならない。

- (イ) 関係書類の作成データの取扱いを行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期するために、ファイル交換ソフト等をインストールしていないものを使用するものとする。

- (ウ) 受注者等は、工事完成後速やかに設計図書を監督官に返納するものとする。

- オ 工事の一時中止、工期（履行期限）の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し、協議のうえ指示を受けるものとする。

カ 発生材の処理

- (ア) 発生材のうち発注者に引渡しを要するものは、監督官の指示する場所に運搬集積する。また、発生材調書を作成して監督官に提出するものとする。
- (イ) 再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し指示を受けるものとする。

キ 産業廃棄物の処理

- (ア) 産業廃棄物は、全て構外に搬出し、産業廃棄物管理票により適切に処理されているか確認するとともに、A票、B2票、D票の写しを工期内に提出、最終処分完了後、E票を速やかに提出するものとする。
- (イ) 受注者は、廃棄物処理業者の許可書及び委託契約書等の写しを、監督官へ提出するものとする。

ク 関係法令等の遵守

- 工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等及び自衛隊の規定を遵守するものとする。

ケ 提出書類

- 受注者等は、監督官の指示する書式に従い、必要に応じ下記の書類を遅滞なく提出するものとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (ア) 基地内工事業者入門許可申請書 | (ツ) 火気使用申請書 |
| (イ) 工事人入門許可腕章 | (テ) 残業通知書 |
| (ウ) 工事人名簿 | (ト) 受任者下請負者設定通知書 |
| (エ) 現場代理人指名・変更通知書 | (ナ) 写真 |
| (オ) 現場代理人略歴書 | (ニ) 工事完成通知及び工事完成検査願書 |
| (カ) 仮設物設置願書 | (ヌ) 引渡書 |
| (キ) 工程表 | (ネ) 工事日報 |
| (ク) 材料試験成績表 | (ノ) 工事打合せ簿 |
| (ケ) 納品書 | (ハ) 工事期限延長願 |
| (コ) 出荷証明書 | (ヒ) 請負代金部分払回数増加願書 |
| (サ) 試験検査書 | (フ) 借用書 |
| (シ) 承認図 | (ヘ) 受領書 |
| (ス) 施工体制台帳 | (ホ) 工事内容変更報告書 |
| (セ) 工事材料使用届書 | (マ) 工事変更伺書 |
| (ソ) 工事進捗状況報告書 | (ミ) 発生材調書 |
| (タ) 電気、水道等使用許可申請書 | (ム) 産業廃棄物管理票の写し（A票、B2票、D票、E票） |
| (チ) 施工計画書 | |

工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	一般仕様書	図 面 番 号	1/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	—

(2) 現場管理

ア 管理

- (ア) 受注者等は、本工事の実施にあたり十分な管理体制を確立し、品質、工程、安全に万全を期するものとする。
- (イ) 受注者等は、本工事に携わる作業員に対し設計図書及び監督官から受けた指示の内容を周知徹底するものとする。
- (ウ) 受注者等は、工事の進捗状況について、工事日報により、毎日監督官に報告するものとする。
- (エ) 受注者等は、測定（試験）等を実施した際は、その都度記録し、適切な管理のもとに工事完成検査までに、監督官に提出するものとする。ただし、監督官を通じて検査官の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (オ) 受注者等は、工事写真を撮影等する場合は下記の a ～ g の要領で実施するものとする。
 - a 工事写真は、デジタル写真とする。（営繕工事写真撮影要領令和 5 年 3 月 1 日 国営建技第 1 3 号、1 4 号に準ずるものとする。）
 - b 受注者等は、工事写真を撮影する際、監督官の指示を受けるものとする。
 - c 撮影した写真は、アルバムに整理の上、工事完成後速やかに提出するものとする。
 - d 材料検査時は、監督官立ち会いの下、規格数量が明確に確認できるように撮影するものとする。
 - e 施工段階ごとに施工前、中、後を撮影するものとする。
 - f 撮影の都度黒板等に工事内容及び日付等を記載するものとする。
 - g 施工後不可視部となる箇所は、監督官立ち会いの下、撮影するものとする。
- (カ) 喫煙は定められた場所以外ではしてはならない。

イ 実施条件

- (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以後「休日等」という。）には工事を実施しない。休日等の工事を行う必要がある場合は、あらかじめ（1 週間前までに）残業通知書により監督官に通知し指示を受けるものとする。
- (イ) 基地内における作業時間は 0 8 1 5 ～ 1 7 0 0 とする。（休憩時間は 1 2 0 0 ～ 1 3 0 0 を基準とする。）なお、この作業時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ（1 週間前までに）残業通知書により監督官に通知し指示を受けるものとする。

ウ 安全管理

- (ア) 受注者等は、建築基準法、労働安全衛生法その他の関係法令に従い、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (イ) 受注者等は、気象予報又は警報について、常に注意を払い災害の予防に努めるものとする。
- (ウ) 受注者等は、火気の使用については、火気使用許可申請書により監督官に通知し指示を受けるとともに、火気の取扱いに十分注意し、適切な消火設備を設ける等、火災の防止措置を講ずるものとする。
- (エ) 受注者等は、災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害防止に努め、直ちにその経緯を監督官に報告するものとする。
- (オ) 受注者等は、工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合わせの上、交通安

全管理を行うものとする。

- (カ) 基地内の車両運行については、道路交通法に準拠するとともに監督官の指示に従い安全運行に心がけるものとし、自衛隊車両及び隊員の部隊行動中は、これを優先させるものとする。

エ 環境保全

- (ア) 建築基準法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づくほか建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努めるものとする。
- (イ) 受注者等は、塗料その他化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を常備し、作業員に対し記載内容を周知するものとする。

オ 養生

- (ア) 受注者等は、工事目的物の作業済み部分、作業箇所周辺にある建物及び官側物品について汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うものとする。
- (イ) 万一不注意等により、工事目的物の作業済み部分、作業箇所周辺にある建物及び官側物品に、汚染又は損傷を与えた場合は、監督官に通知するとともに、受注者等負担により、速やかに原状に復旧するものとする。

カ 後片付け

受注者等は、日々の作業終了ご及び工事の完成に際しては、作業箇所の後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 施工体制台帳等

本工事において下請負契約等を締結する場合は、下記に示す書類等を施工場所に携行、掲示するとともに、監督官へ提出するものとする。

- ア 施工体制台帳及び、管理技術者資格証等の携行、提出（写し）
- イ 工事カルテの登録を確認できる書類の提出（請負金額が 5 0 0 万円以上の場合）
- ウ 施工体制台帳に記載された事項を確認できる書類の提出（写し）
- エ 緊急時連絡表、施工体系図、建設業の許可表、建退共加入の表示、労災保険関係成立表、有資格者及び作業主任者一覧表を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
- オ その他監督官に指示されたもの。

(4) 検査

- ア 工事が完成したときの通知として、次の (ア) から (ウ) に示す要件を満たした場合に監督官に提出することができる。
 - (ア) 設計図書に示す全ての工事が完成していること。
 - (イ) 監督官に指示を受けた事項が全て完成していること。
 - (ウ) 設計図書に定められた関係書類の全てが完成していること。ただし、監督官を通じて検査官の承諾を受けたものについては、この限りではない。
- イ 受注者等は指定部分の関わる工事完成の通知を監督官に提出する場合は、指定部分に係わる工事について、アの (ア) から (ウ) の要件を満たすものとする。
- ウ 検査は、発注者から通知された検査日に受けるものとする。
- エ 検査必要な資機材及び労務等は、請負者が提供するものとする。

工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	一般仕様書	図 面 番 号	2/17
作 成 年 月 日	令和 8 年 2 月 2 5 日	縮 尺	—

- (5) 技術検査（中間技術検査）
- ア 工事施工途中における技術検査（中間技術検査）を実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。
 - イ 発注者が特に必要と認めたとき
 - ウ 技術検査は、発注者から通知された検査日に受けるものとする。
 - エ 技術検査必要な資機材、労務等を、提供するものとする。
- (6) その他
- 情報の保全について下記のア、イの事項を遵守するものとする。
- ア 請負者及び工事人等は、自衛隊の定める秘密保全に努めるものとする。
 - イ 本工事で知り得た情報はみだりに口外してはならない。

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 内 容	一般仕様書	図 面 番 号	3/17
作 成 年 月 日	令和 8 年 2 月 2 5 日	縮 尺	—

特記仕様書

- 1 工事件名 庁舎地区外灯更新工事
- 2 施工場所 滋賀県高島市新旭町饗庭3356-1 饗庭野分屯基地
- 3 工事概要 本工事は、庁舎地区外灯更新を実施するもので、これら本仕様書によるほか、監督官の指示に従い施工するものとする。

4	工種工数	名 称	規 格	単位	数 量	備 考
1	撤去工事					
	(1) 電気設備工事					
	ア ポールライト	200W、T5	灯	4.00	基礎撤去	
	イ ポールライト	100W、T4	灯	4.00	基礎撤去	
	ウ ポールライト	200W、T4	灯	3.00	基礎撤去	
	エ 自動点滅器	露出（壁）	個	1.00		
	オ カットアウトスイッチ	ポール内	個	11.00		
	カ VVF	2.0mm-3C	m	58.00		
	(2) 土木工事					
	ア 舗装版切断工	t＝5cm	m	9.60		
	イ 舗装版粉碎積込	舗装版粉碎、掘削、積込共	m ²	2.54		
	ウ 床掘り		m ³	40.39		
	エ 土砂等積込み	発生土、碎石	m ³	40.39		
	オ 土砂等運搬	場内処分	m ³	40.39		
	カ 構造物とりこわし工	外灯基礎	m ²	4.34		
2	新設工事					
	(1) 電灯設備工事					
	ア ポールライト	LED(水銀灯200W相当)、T5	灯	4.00	LSA2	
	イ ポールライト	LED(水銀灯200W相当)、T4	灯	4.00	LSA2	
	ウ ポールライト	LED(水銀灯200W相当)、T4	灯	3.00	LST4	
	エ 自動点滅器	露出（壁）	個	1.00		
	オ 自動点滅器	200V、3A、ポール	個	7.00	ポール直付	
	カ カットアウトスイッチ	ポール内	個	11.00		
	キ EM-EEF	2.0mm-3C	m	76.00		
	(2) 土木工事					
	ア 碎石工	厚さ10cm	m ²	5.99		
	イ 埋戻し運搬	山砂	m ³	38.50		
	ウ 埋戻し		m ³	38.50		
	エ 基礎ブロック設置	0.6m×0.6m×1.3m以上	基	4.00	材工共	
	オ 基礎ブロック設置	0.5m×0.5m×1.2m以上	基	7.00	材工共	
	カ 路盤工		m ³	0.50		
	キ アスファルト舗装工		m ²	3.59		
	ク 碎石運搬		m ³	1.10		
3	産業廃棄物運搬	積込み含む	式	1.00		
4	産業廃棄物処分		式	1.00		

- 5 特記事項
- (1) 全般
- ア 本工事の作業に当たっては官側の業務に支障を来すことのないように配慮するものとする。
- イ 材料は必要に応じて監督官の指示により試験成績表を提出する。
- (2) 材料

- ア 本工事で使用する材料等はすべて新品とし、JIS規格等の適用品とする。
- イ 材料等は、監督官の検査（材料検査）を受け合格したものを使用するものとする。
- ウ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督官または検査官の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- (3) 電気設備工事
- ア 契約相手方は、第1種電気工事士もしくは認定電気工事士の免状等の写しを監督官に提出するものとする。
- イ 更新する電気設備器具等については、既設と同等以上の能力を有するものとする。
- ウ 工事に際しては、工事箇所以外の既設部分を破壊することなく実施するものとする。万一破損した場合は、契約相手方の負担において現状に復旧する。
- エ 照明器具を取付時、必要に応じ、ポールアダプターを用い施工するものとする。
- オ 照明器具を取付時、改修後の照明器具の照射方向は、既設の照明器具の照射方向と同方向とする。
- カ 新設後に全数の点灯試験を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
- キ 契約相手方は、作業終了後、検査官立会の下、絶縁抵抗測定を実施し、測定結果を官側に提出するものとする。

- (4) 土木工事
- ア 受注者は、掘削中に、土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合には、設計図書に関して処置方法について、監督官と協議しなければならない。
- イ 受注者は、床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮し、設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
- ウ 受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急処置を講ずるとともに、直ちにその対応等について監督官と協議しなければならない。
- エ 受注者は、床掘り箇所の湧水及び帯水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
- オ 受注者は、施工上やむを得ず既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りする必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督官と協議しなければならない。
- カ 受注者は、監督官が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。
- キ 受注者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物及び木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を30cm（路床については20cm）以下を基準として十分締め固めながら埋め戻さなければならない。
- ク 受注者は、埋戻し箇所に湧水及び帯水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。
- ケ 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督官と協議しなければならない。
- コ 受注者は、碎石基礎工の施工においては、床掘り完了後、間隙充填材を加え、締め固めながら仕上げなければならない。
- サ 基礎ブロックの仕上げは、表面モルタル仕上げとし、水勾配をとるものとする。

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	一般仕様書	図 面 番 号	4/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	—

工事関係者以外不許可複製

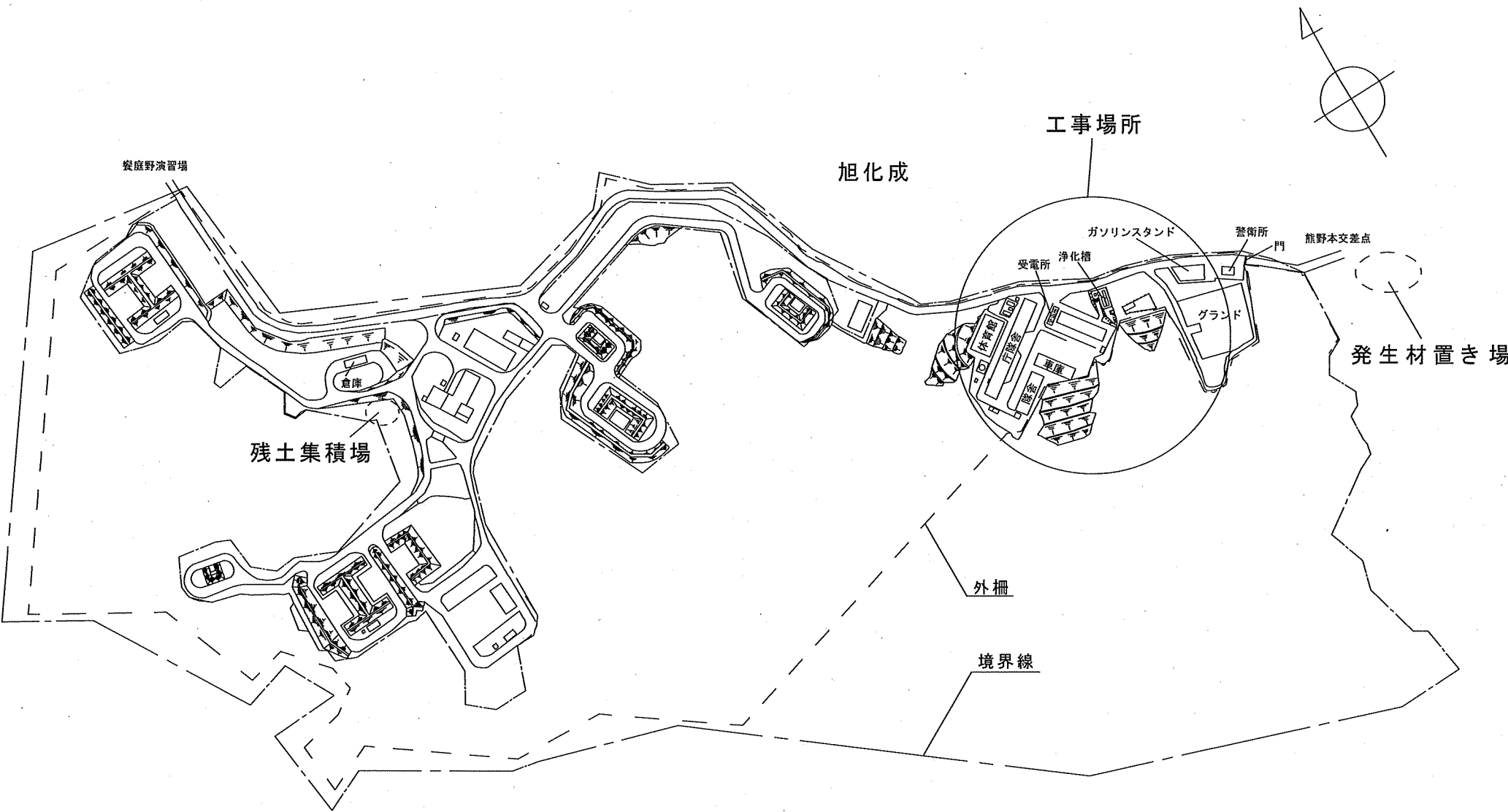
基地案内図



工事関係者以外不許可複製

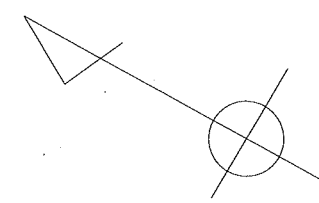
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 件 名	庁舎地区外灯更新工事
図 内 容	一般仕様書	図 番 号	5/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	—

工事場所等案内図



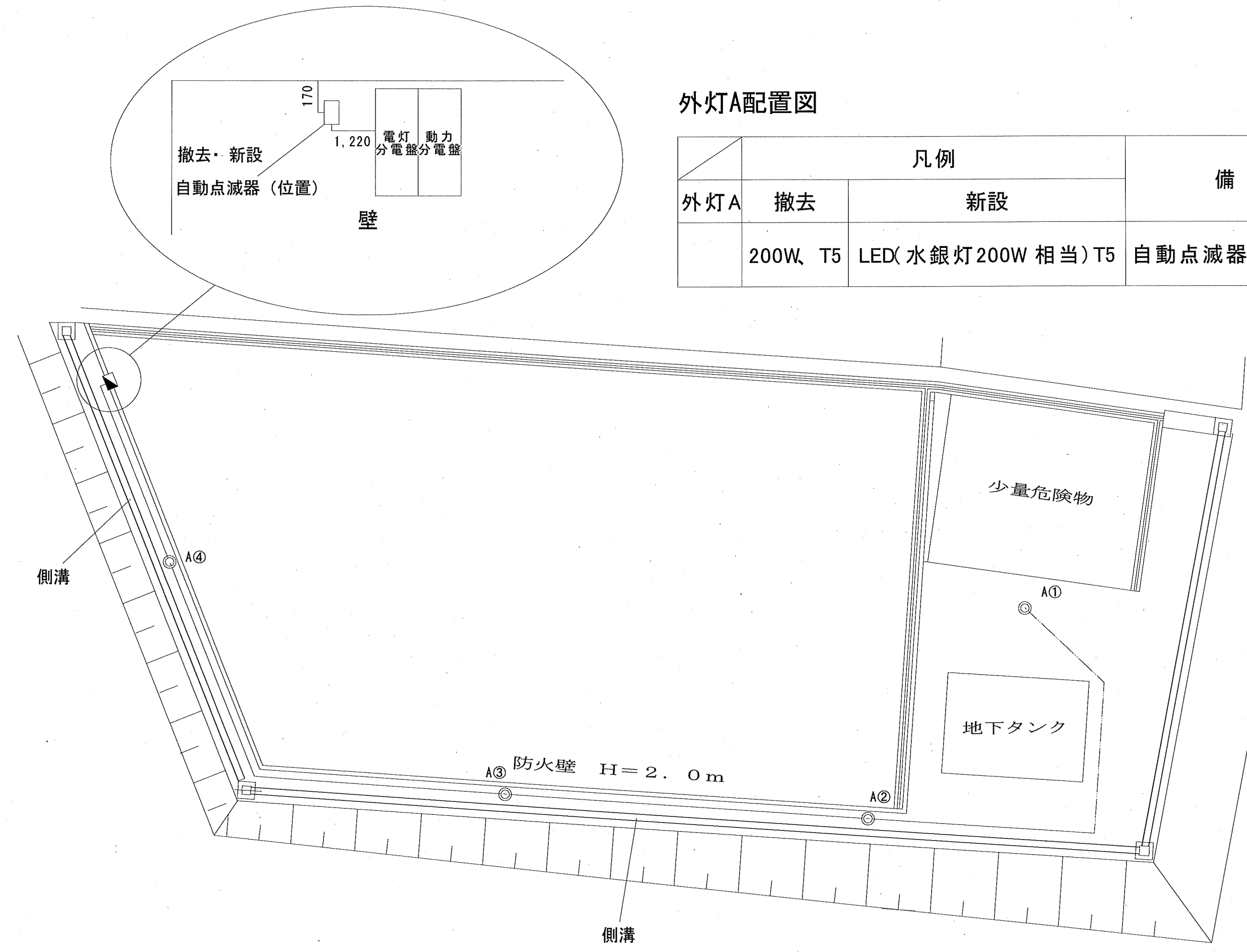
工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 内 容	案内図	図 番 号	6/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	—



外灯A配置図

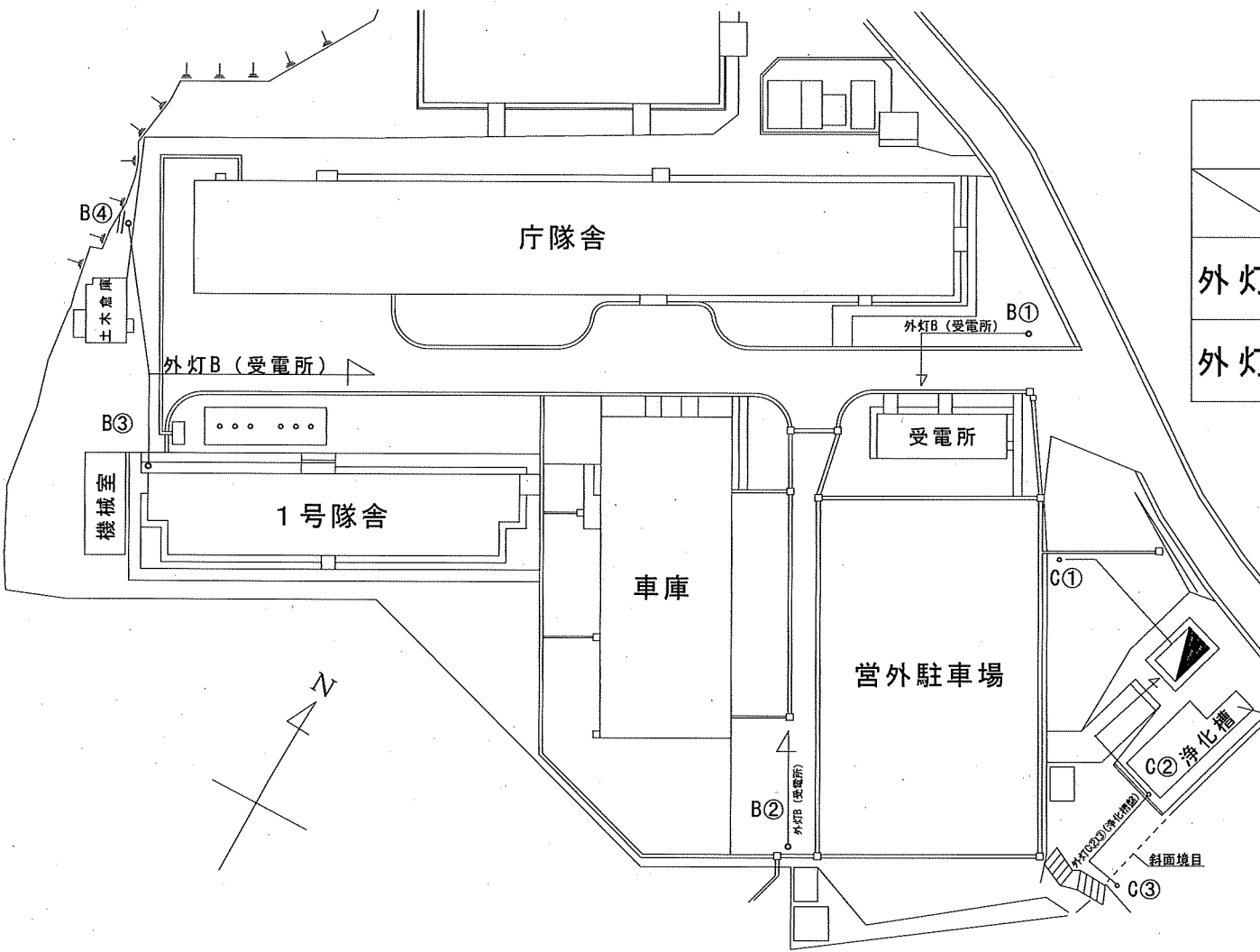
外灯A	凡例		備 考
	撤去	新設	
	200W、T5	LED(水銀灯200W相当)T5	自動点滅器(露出、壁)



工事関係者以外不許可複製

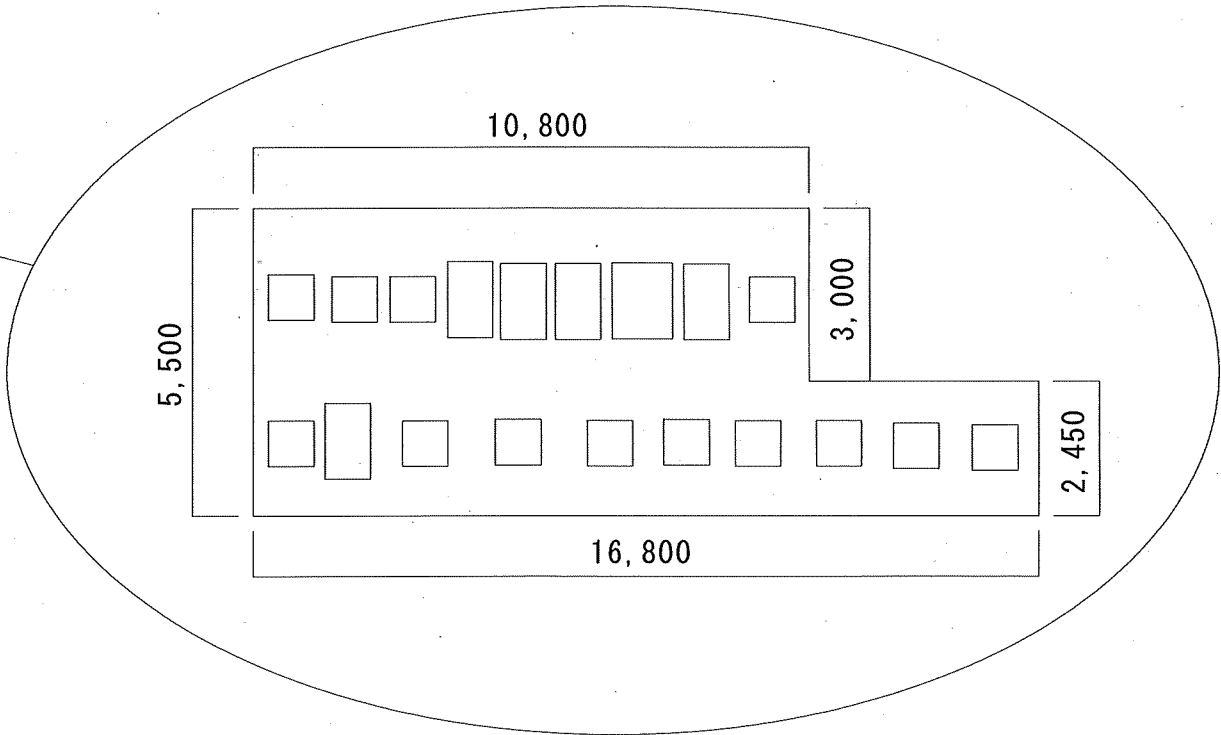
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 件	事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 内 容	外灯A配置図	図 番	面 号	
作 成	令和8年2月25日	縮 尺	7/17	
年 月 日			S=1/200	

外灯B・C配置図



凡 例			備 考
	撤去	新設	
外 灯 B	100W、T4	LED(水銀灯200W相当)、T4	自動点滅器、基礎改修
外 灯 C	200W、T4	LED(水銀灯200W相当)、T4	自動点滅器、基礎改修

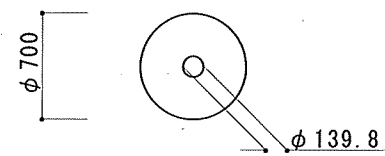
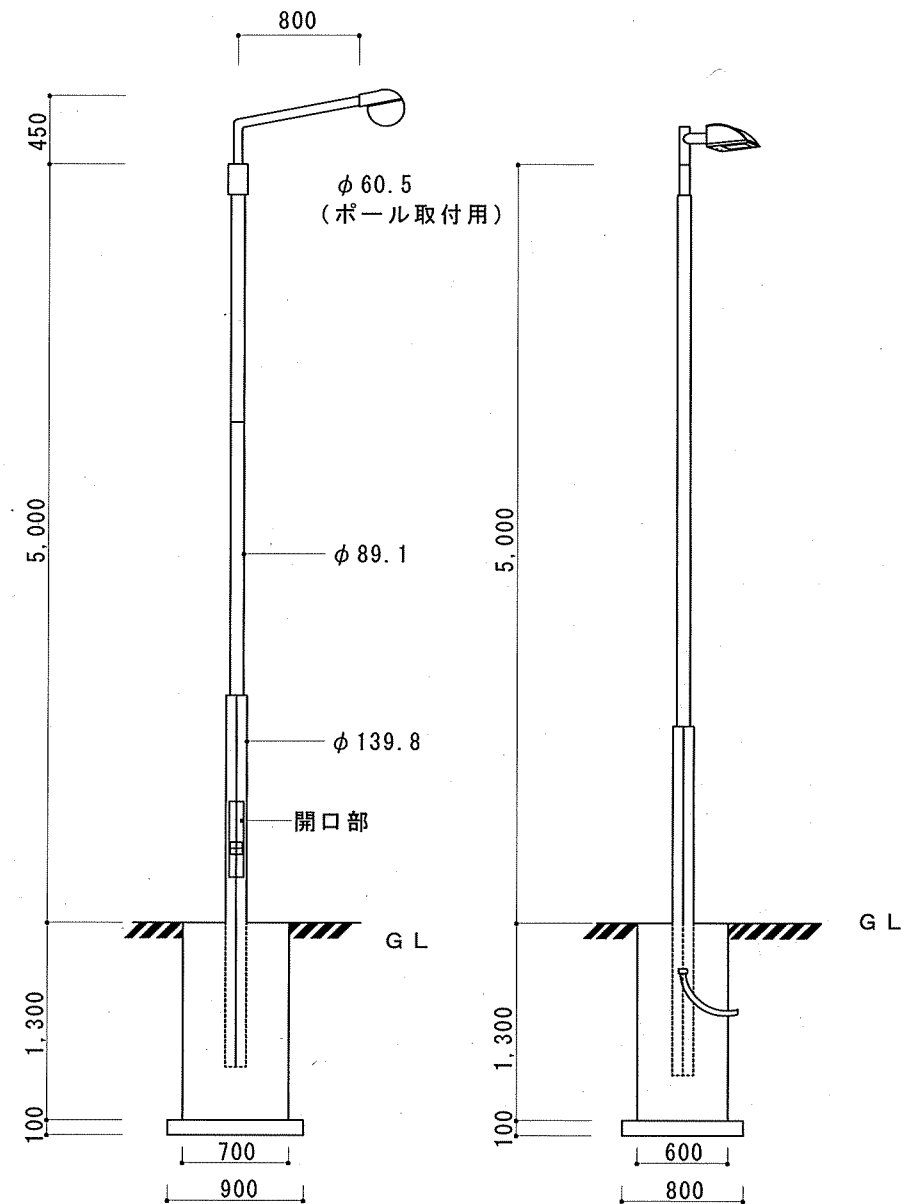
浄化槽拡大図



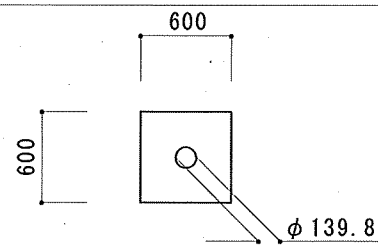
工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 内 容	外灯B、C配置図	図 番 号	8/17
作 成 年月日	令和8年2月25日	縮 尺	—

外灯A姿図



φ 700 × 1,300 (4か所)
基礎詳細 (外灯A)



600 × 600 × 1,300 (4か所)
基礎詳細 (外灯A)

撤去

新設

撤去 (外灯A × 4か所)

名称等	規格、仕様等
ポールライト	200W、T5
カットアウトスイッチ	ポール内
V V F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	φ 700 × 1,300

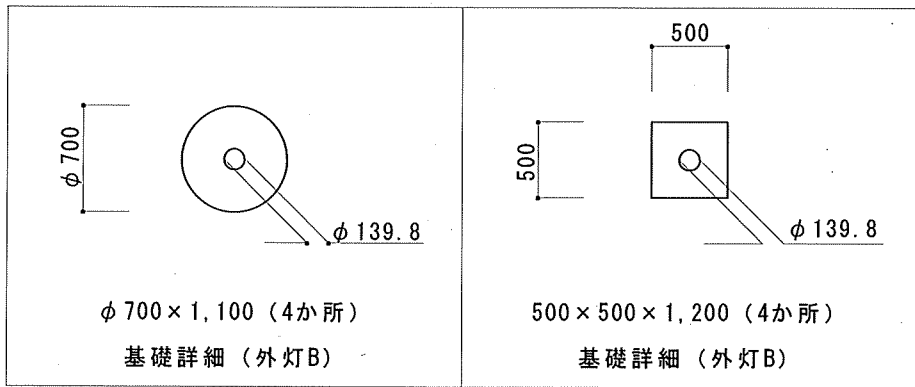
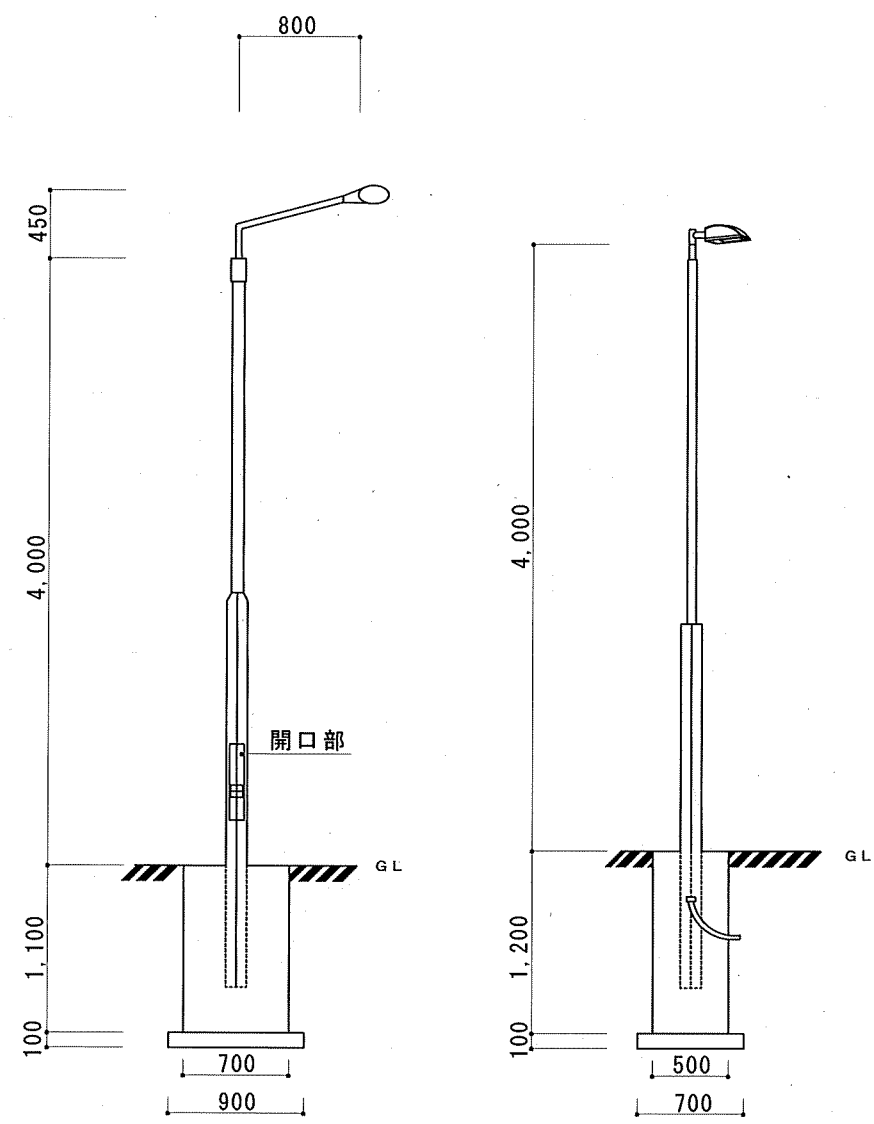
新設 (外灯A × 4か所)

名称等	規格、仕様等
ポールライト	LED(水銀灯200W相当) T5、LSA2
カットアウトスイッチ	ポール内
EM-E E F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	600 × 600 × 1,300

工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地	工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	図 面 番 号	9/17
作 成 年 月 日	縮 尺	S=1/200

外灯B姿図



撤去

新設

撤去（外灯B×4か所）

名称等	規格、仕様等
ポールライト	100W、T4
カットアウトスイッチ	ポール内
V V F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	φ700×1,100

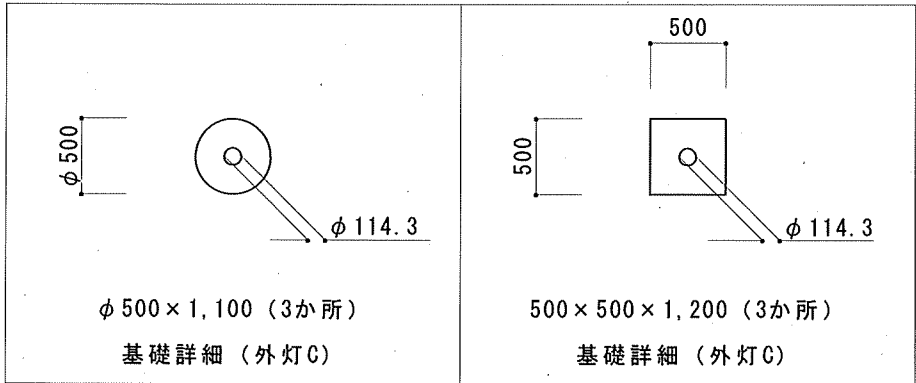
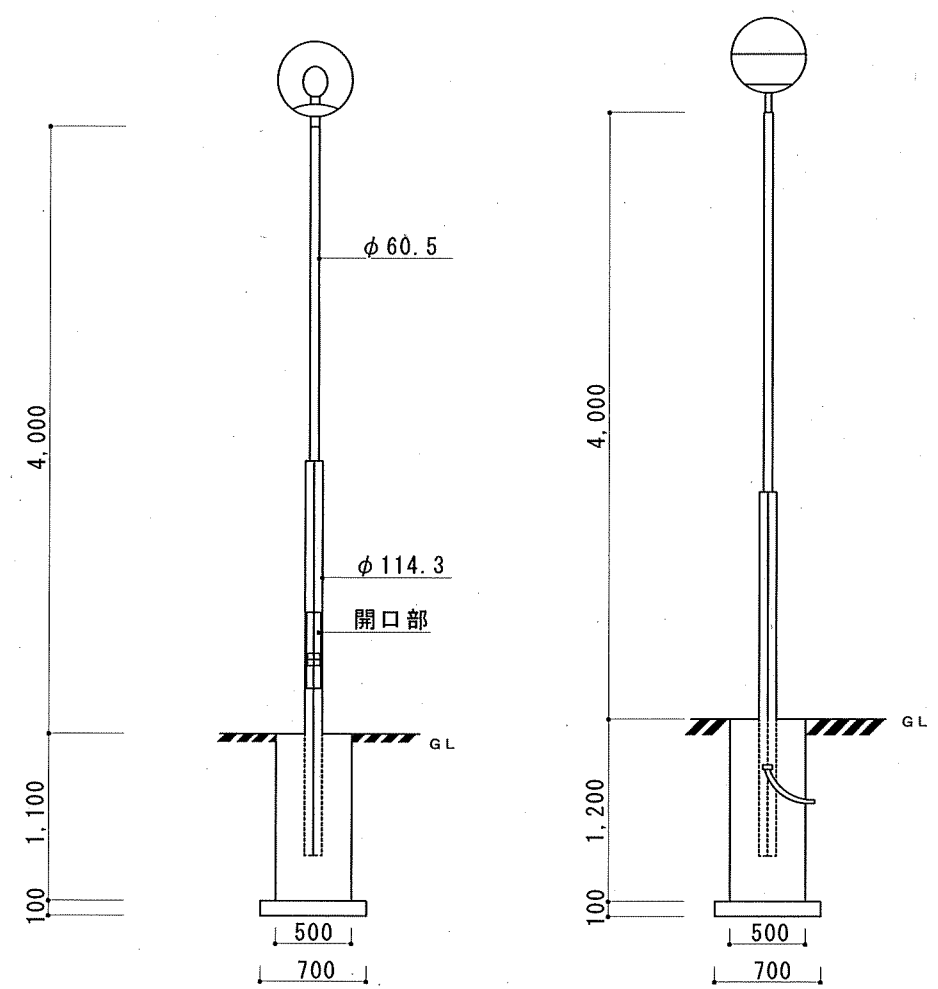
新設（外灯B×4か所）

名称等	規格、仕様等
ポールライト	LED(水銀灯200W相当)T4、LSA2
自動点滅器	200V、3A、ポール
カットアウトスイッチ	ポール内
E M-E E F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	500×500×1,200

工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	10/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

外灯C姿図



撤去

新設

撤去（外灯C×3か所）

名称等	規格、仕様等
ポールライト	100W、T4
カットアウトスイッチ	ポール内
V V F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	φ500×1,100

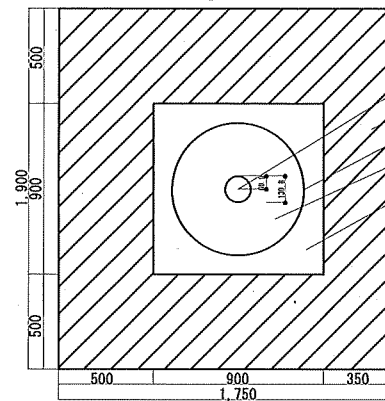
新設（外灯C×3か所）

名称等	規格、仕様等
ポールライト	LED(水銀灯200W相当)T4、LST4
自動点滅器	200V、3A、ポール
カットアウトスイッチ	ポール内
E M-E E F	2.0mm-3C
コンクリート基礎	500×500×1,200

工事関係者以外不許可複製

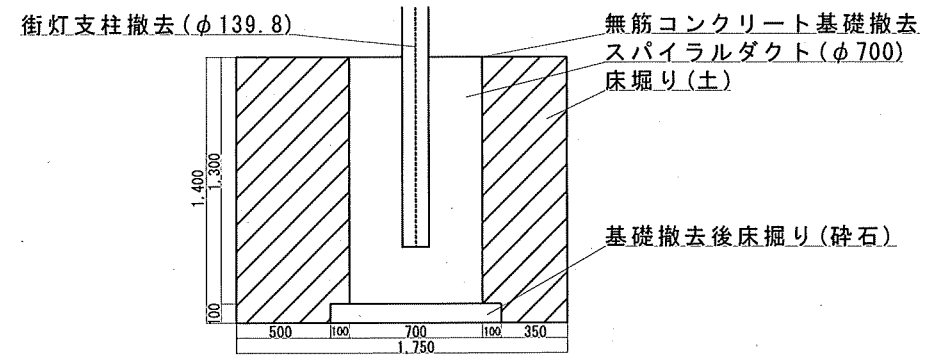
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	11/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

既設外灯基礎A① 平面図 S=1/40



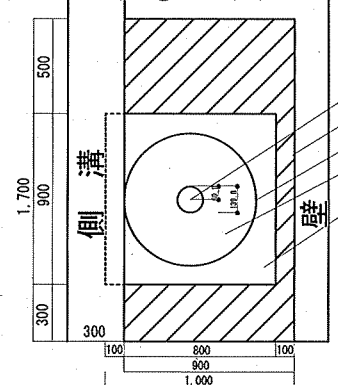
街灯支柱撤去(φ139.8)
床掘り(土)
スパイラルダクト(φ700)
無筋コンクリート基礎撤去
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A① 断面図 S=1/40



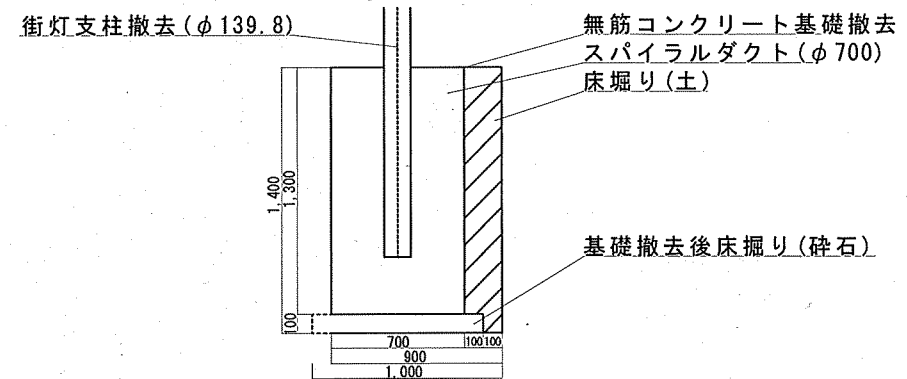
街灯支柱撤去(φ139.8)
無筋コンクリート基礎撤去
スパイラルダクト(φ700)
床掘り(土)
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A② 平面図 S=1/40



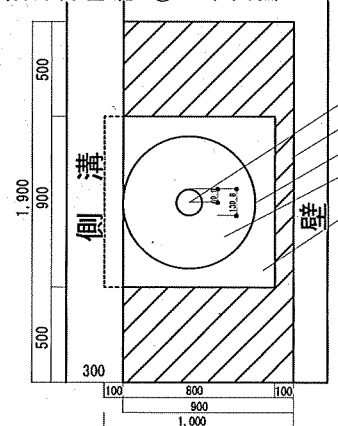
街灯支柱撤去(φ139.8)
床掘り(土)
スパイラルダクト(φ700)
無筋コンクリート基礎撤去
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A② 断面図 S=1/40



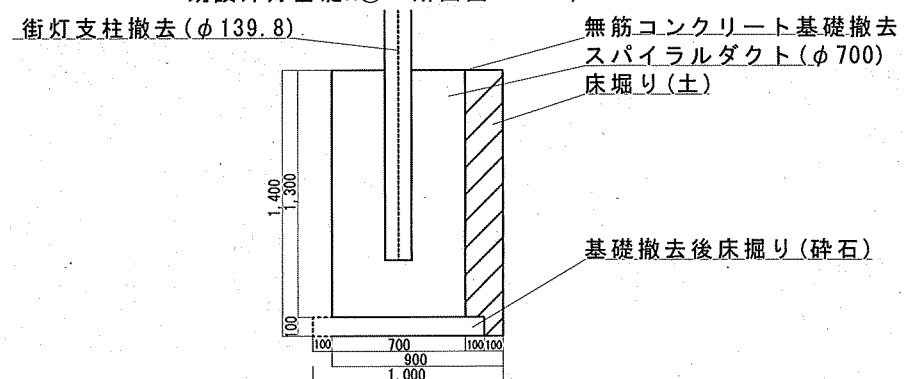
街灯支柱撤去(φ139.8)
無筋コンクリート基礎撤去
スパイラルダクト(φ700)
床掘り(土)
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A③ 平面図 S=1/40



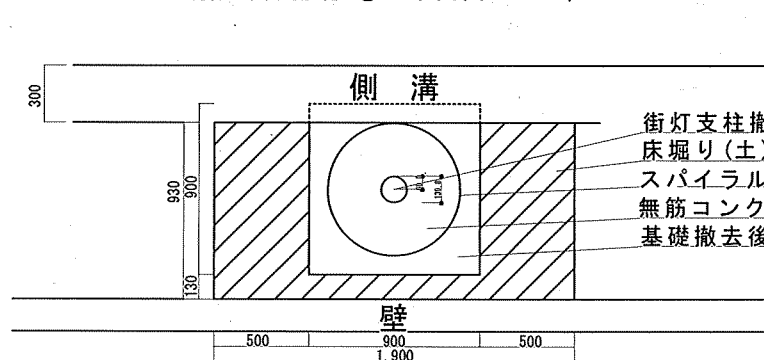
街灯支柱撤去(φ139.8)
床掘り(土)
スパイラルダクト(φ700)
無筋コンクリート基礎撤去
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A③ 断面図 S=1/40



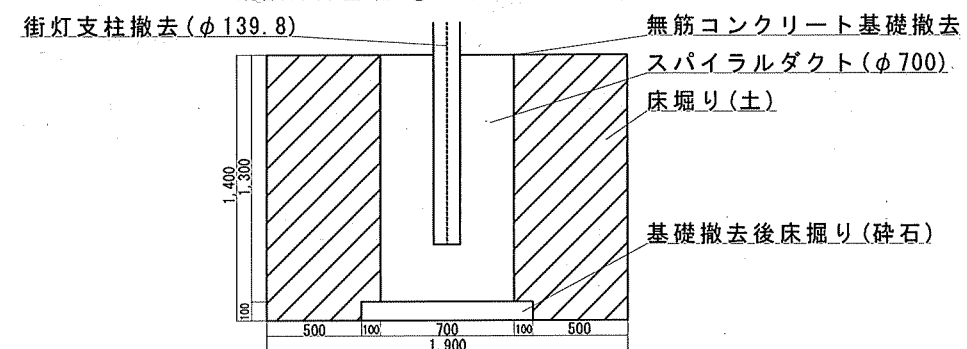
街灯支柱撤去(φ139.8)
無筋コンクリート基礎撤去
スパイラルダクト(φ700)
床掘り(土)
基礎撤去後床掘り(砕石)

既設外灯基礎A④ 平面図 S=1/40



街灯支柱撤去(φ139.8)
床掘り(土)
スパイラルダクト(φ700)
無筋コンクリート基礎撤去
基礎撤去後床掘り(砕石)

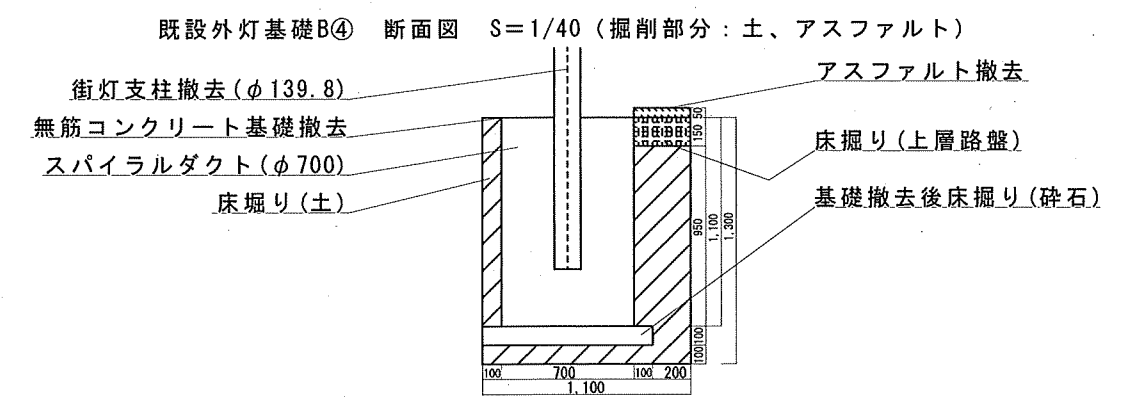
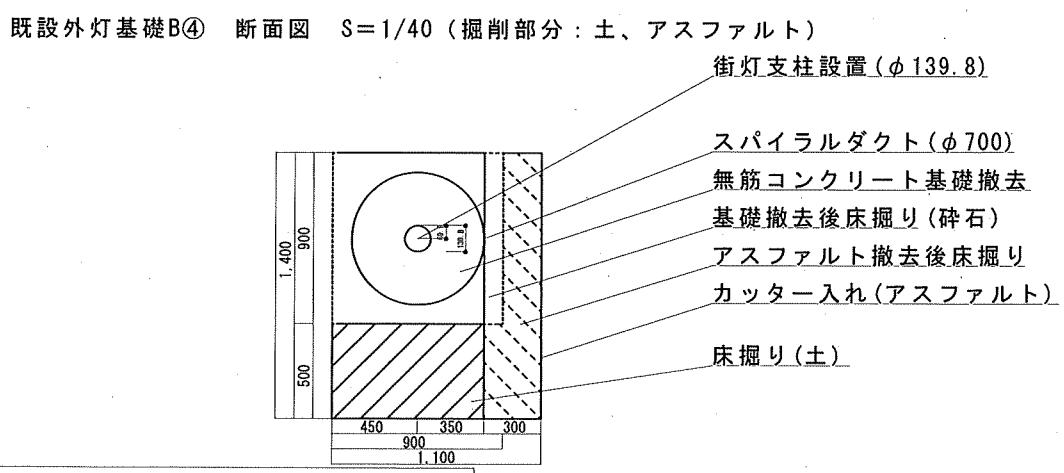
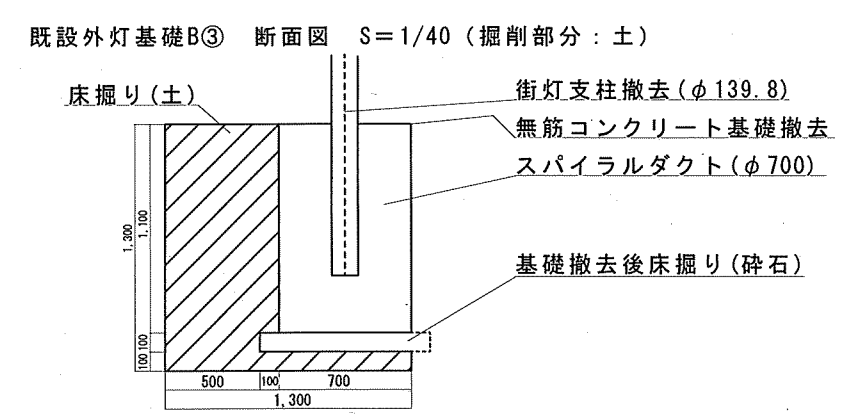
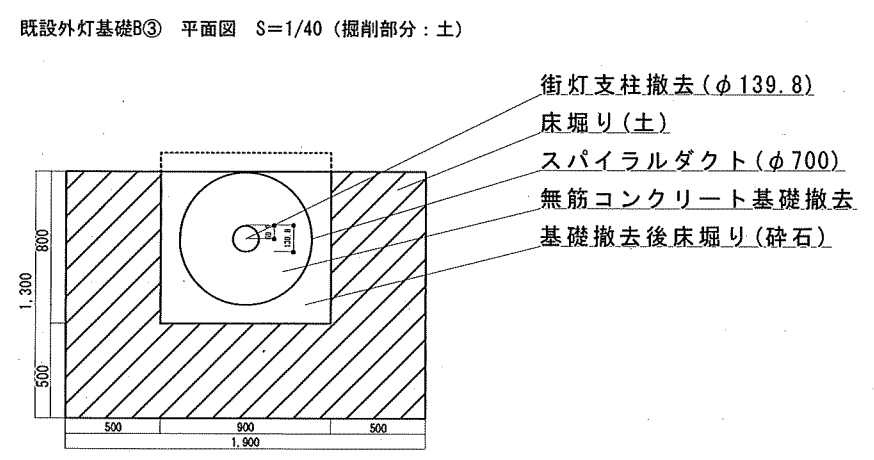
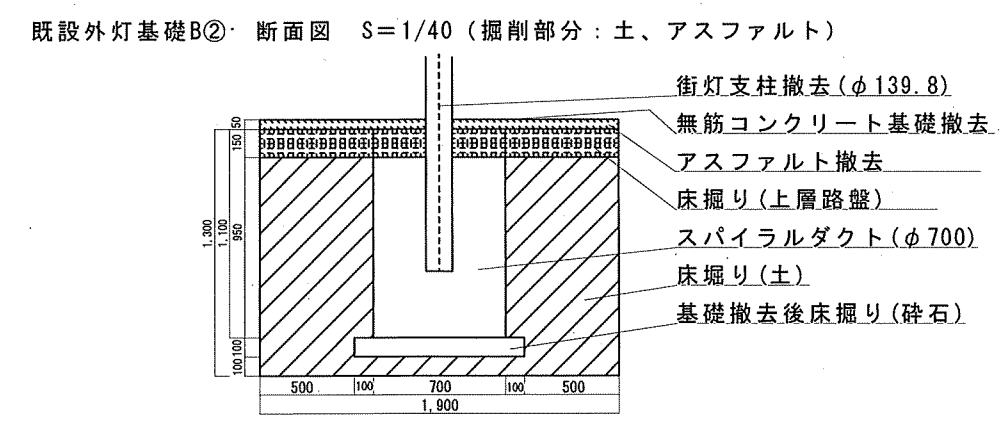
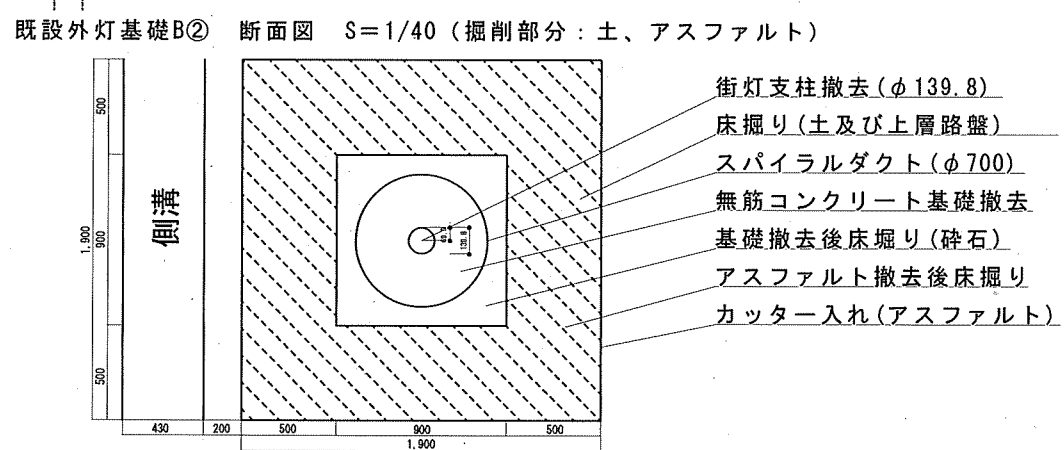
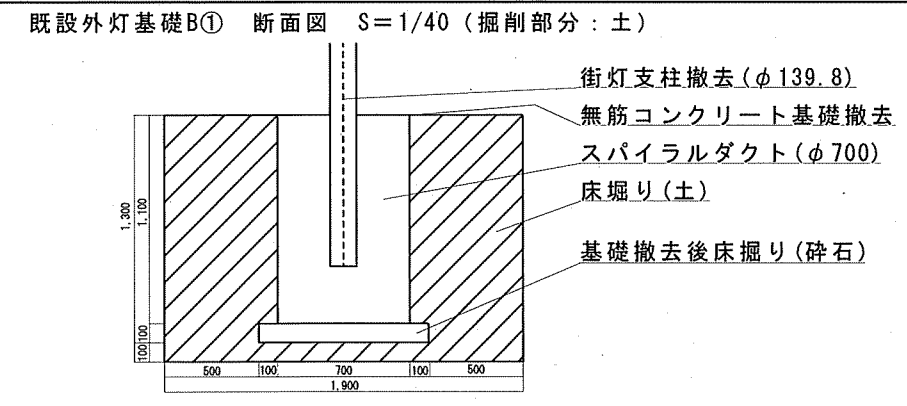
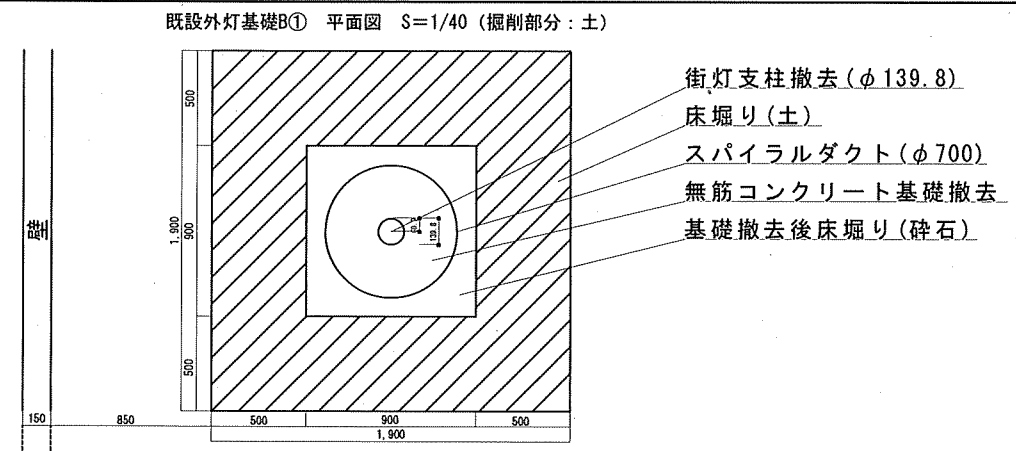
既設外灯基礎A④ 断面図 S=1/40



街灯支柱撤去(φ139.8)
無筋コンクリート基礎撤去
スパイラルダクト(φ700)
床掘り(土)
基礎撤去後床掘り(砕石)

工事関係者以外不許可複製

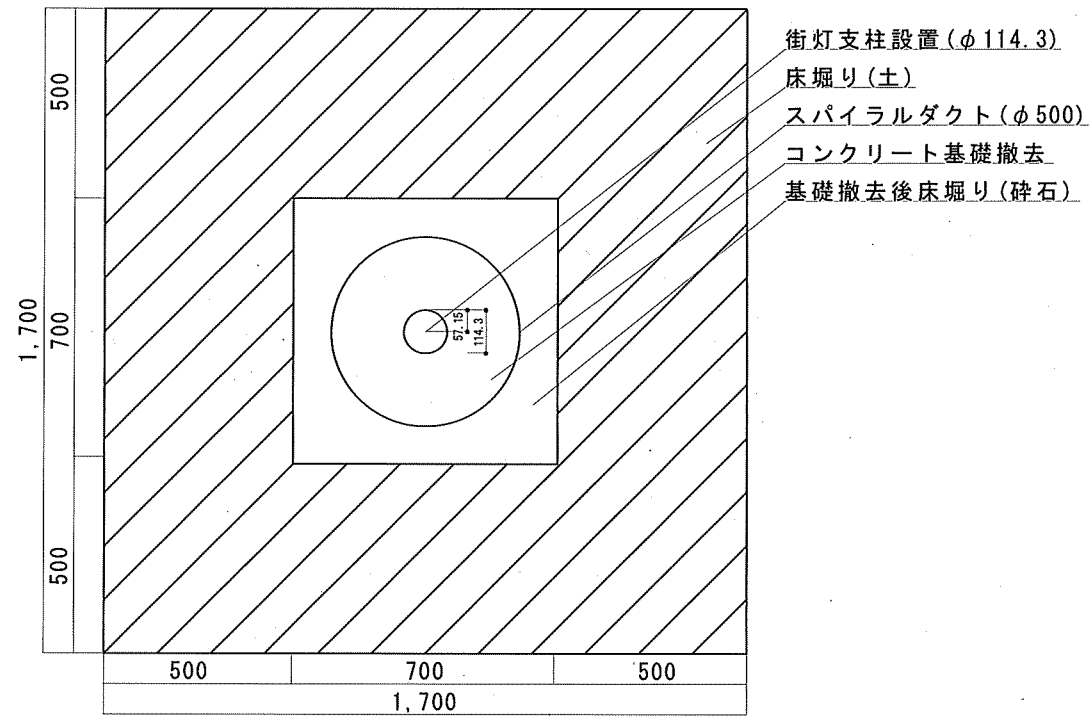
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	12/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200



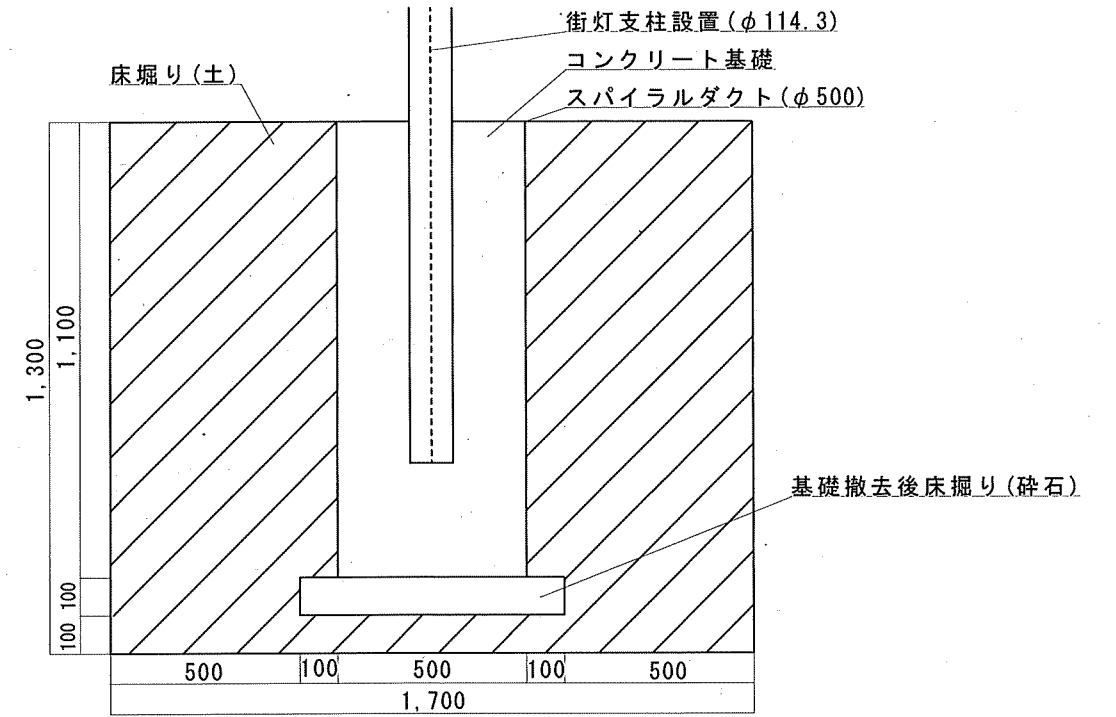
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	13/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

工事関係者以外不許可複製

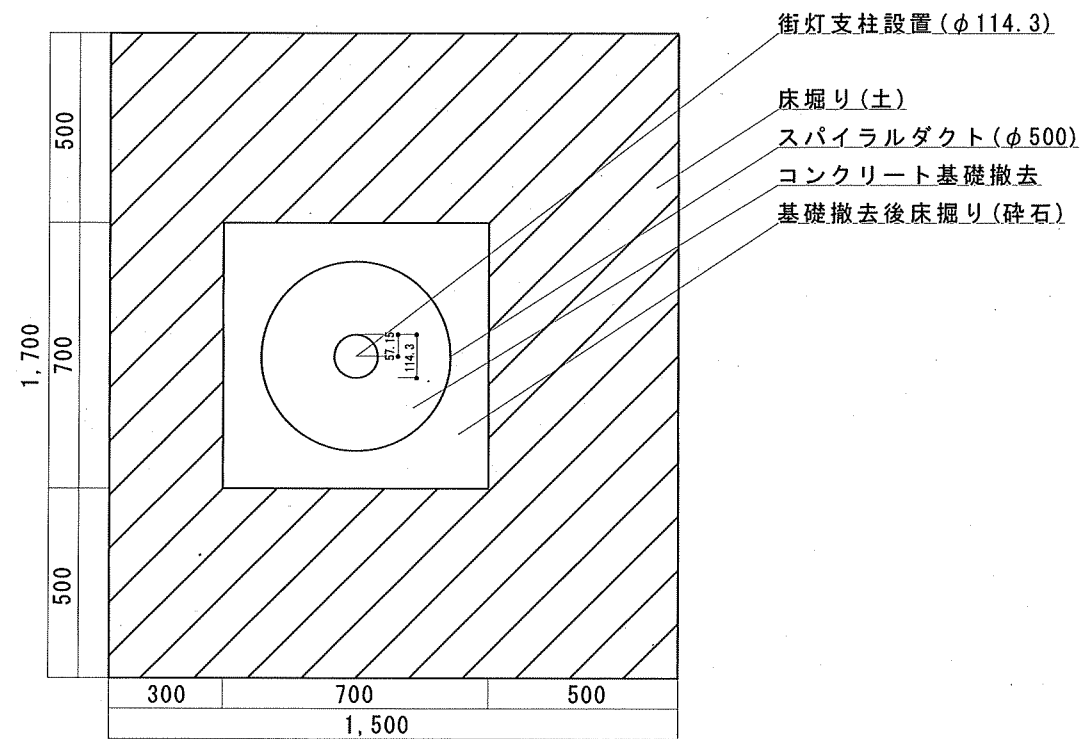
既設外灯基礎C① 平面図 S=1/20



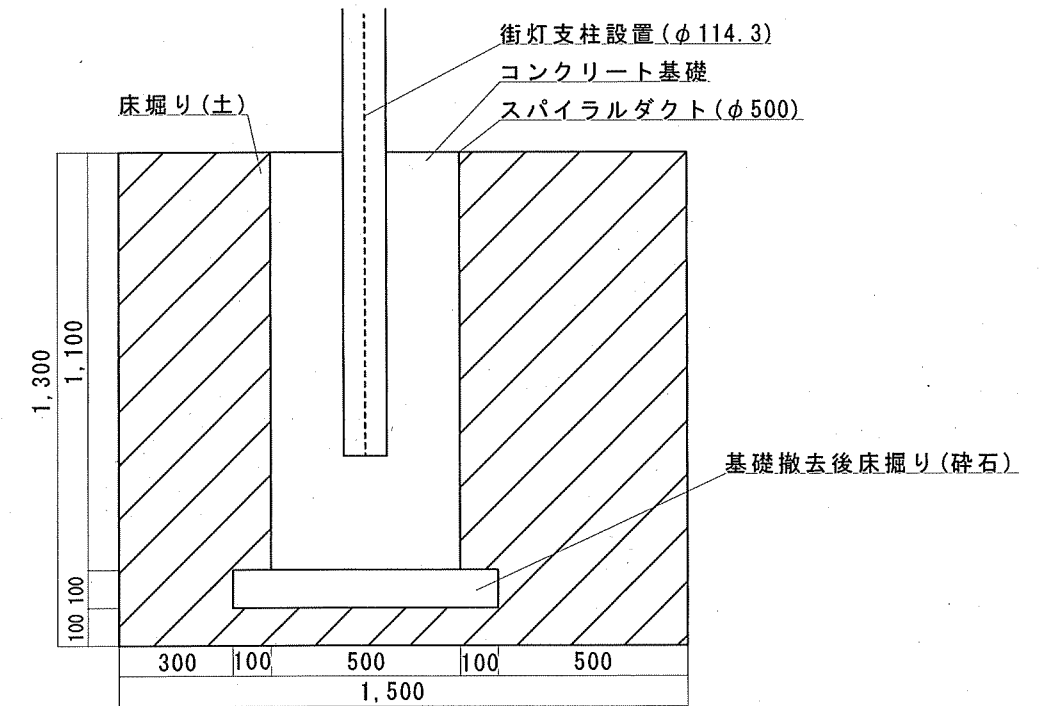
既設外灯基礎C① 断面図 S=1/20



既設外灯基礎C②③ 平面図 S=1/20

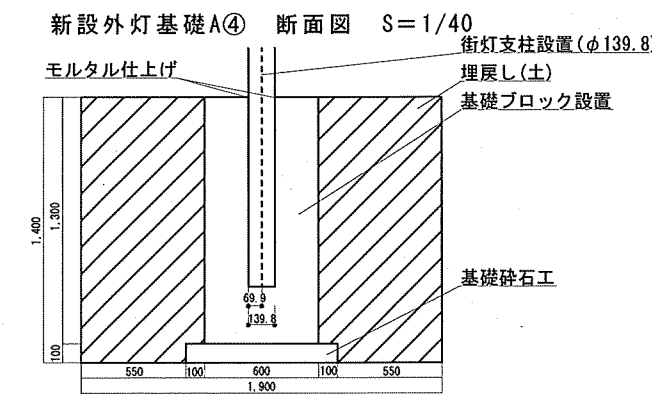
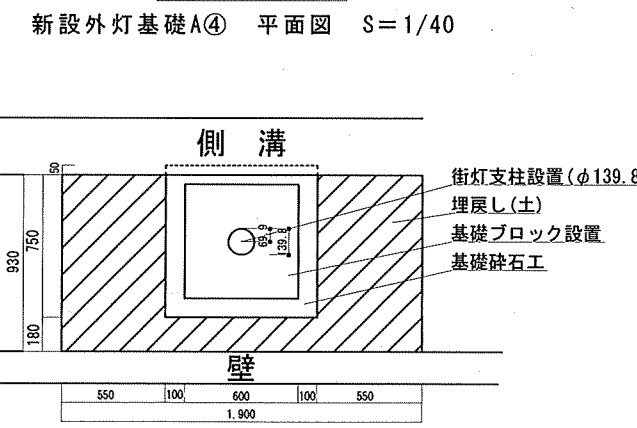
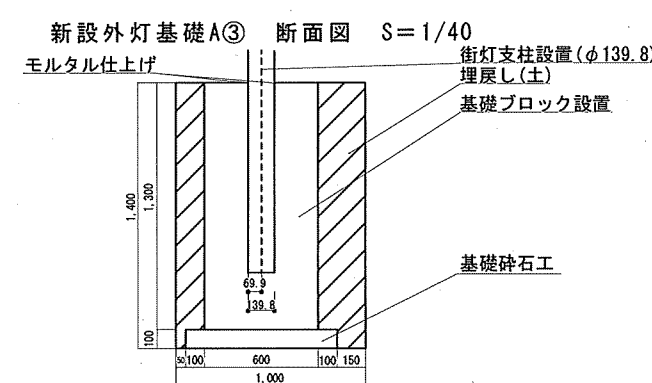
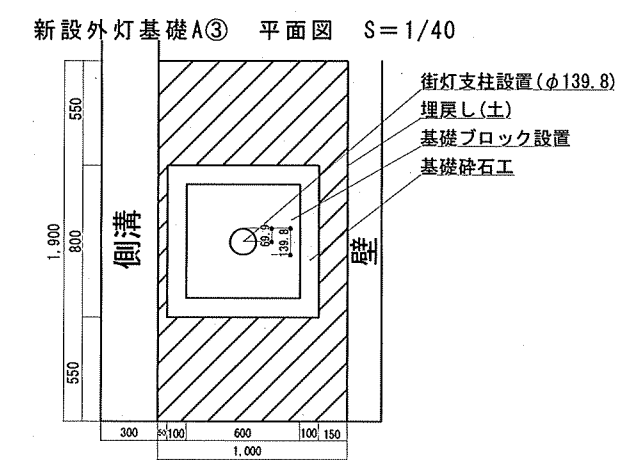
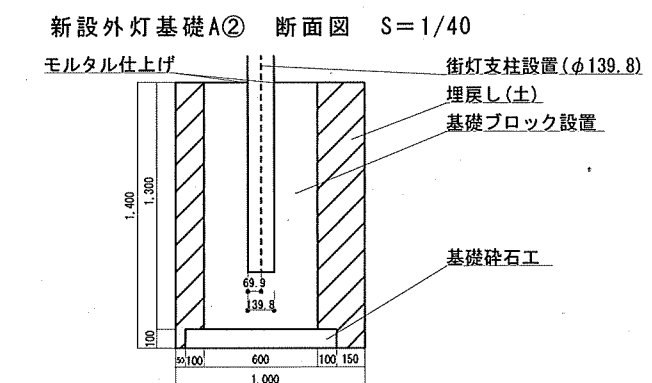
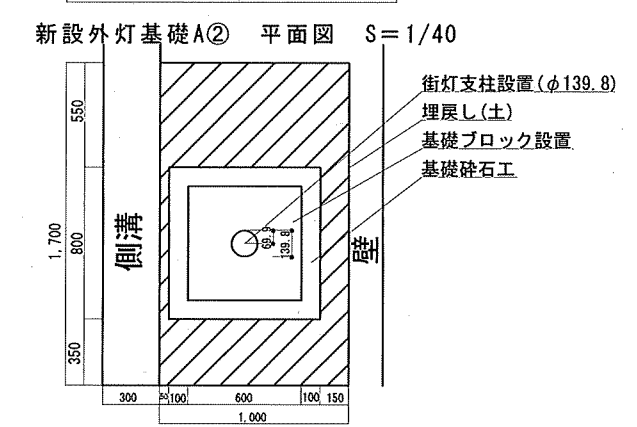
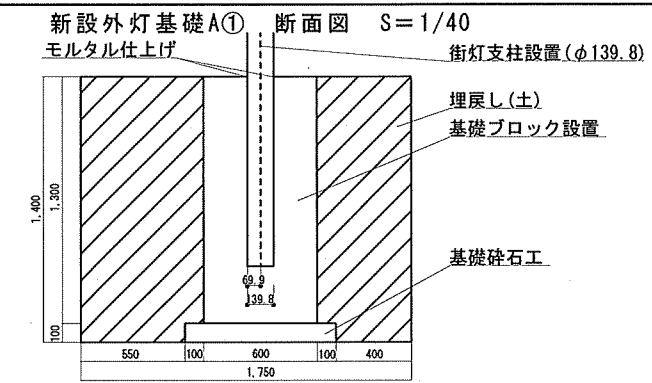
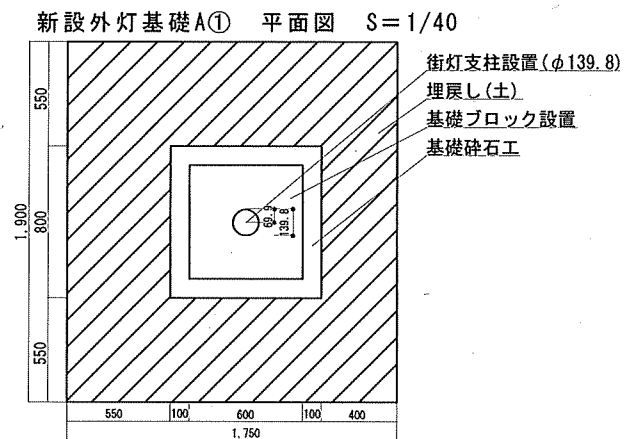


既設外灯基礎C②③ 断面図 S=1/20



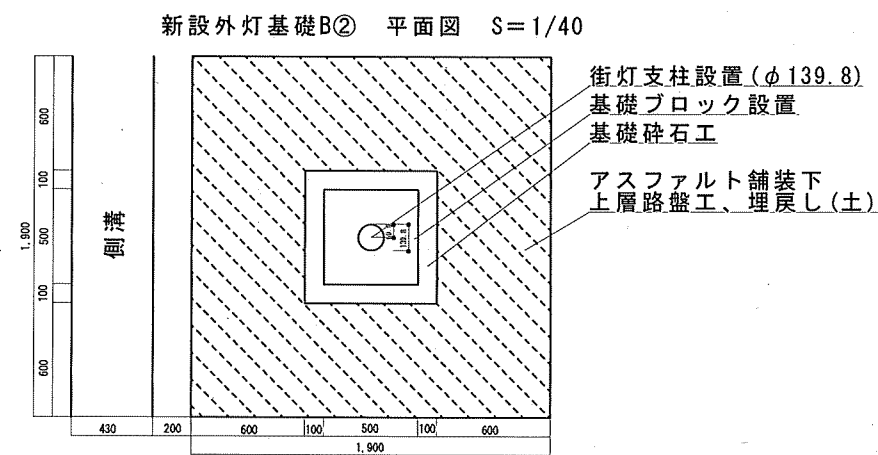
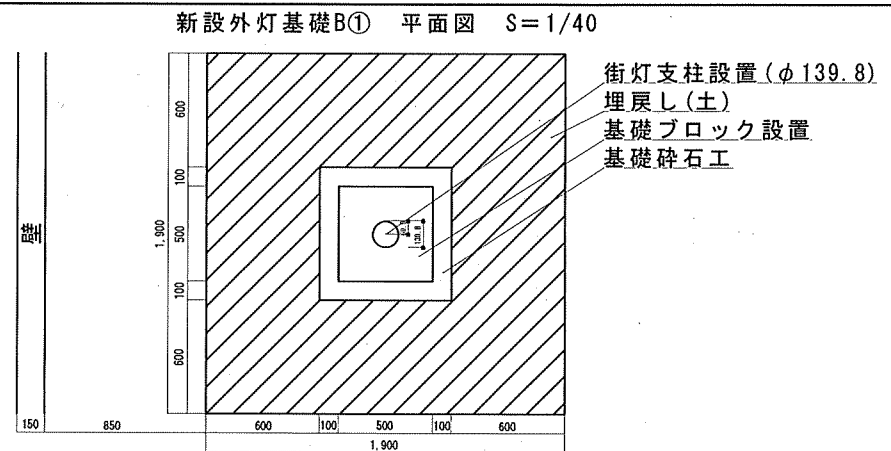
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	14/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

工事関係者以外不許可複製

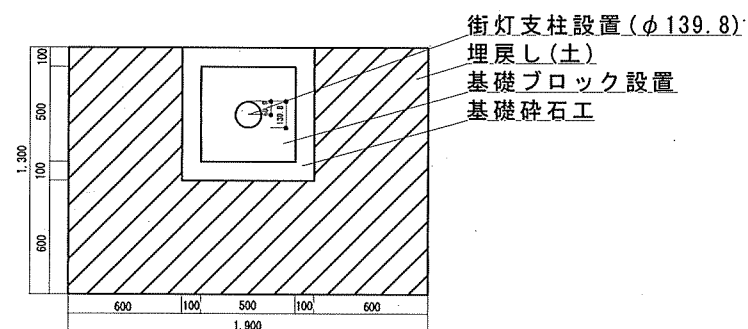


航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	15/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

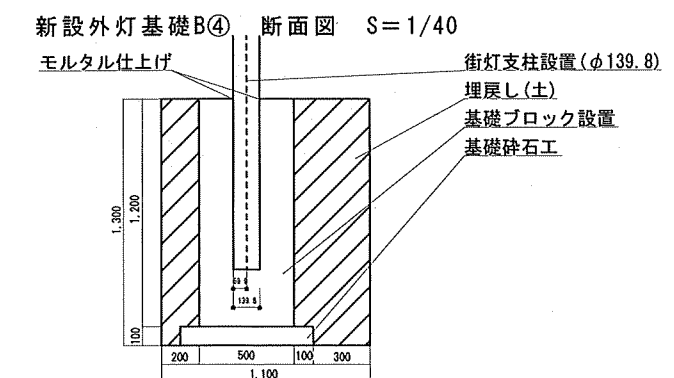
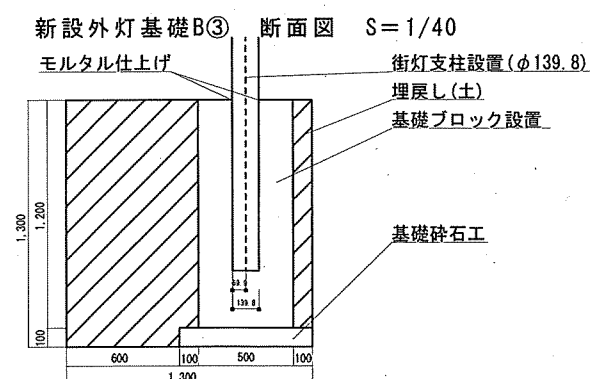
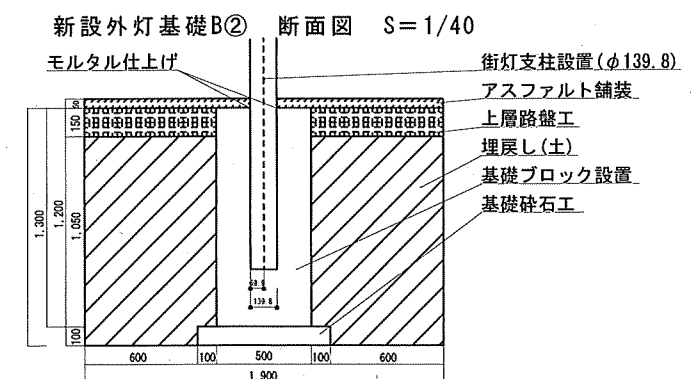
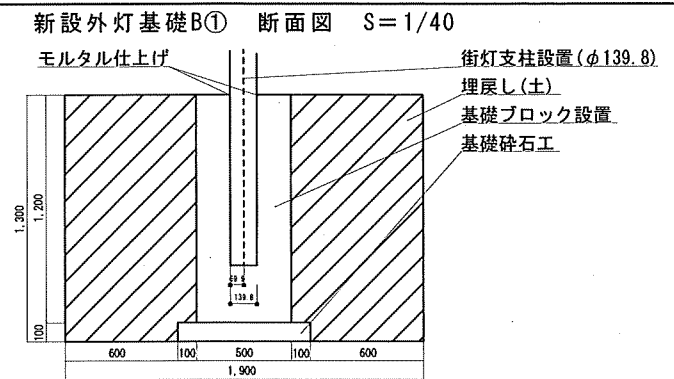
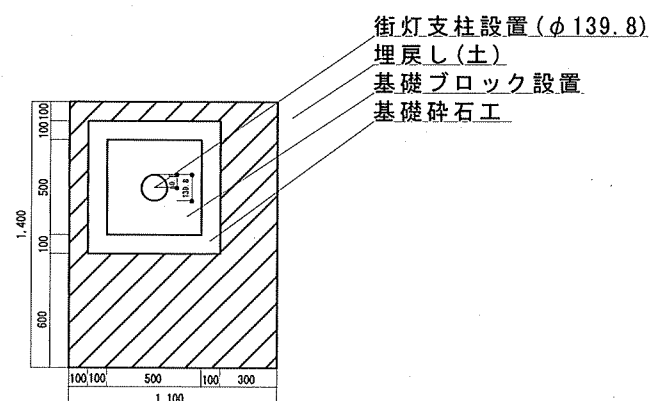
工事関係者以外不許可複製



新設外灯基礎B③ 平面図 S=1/40



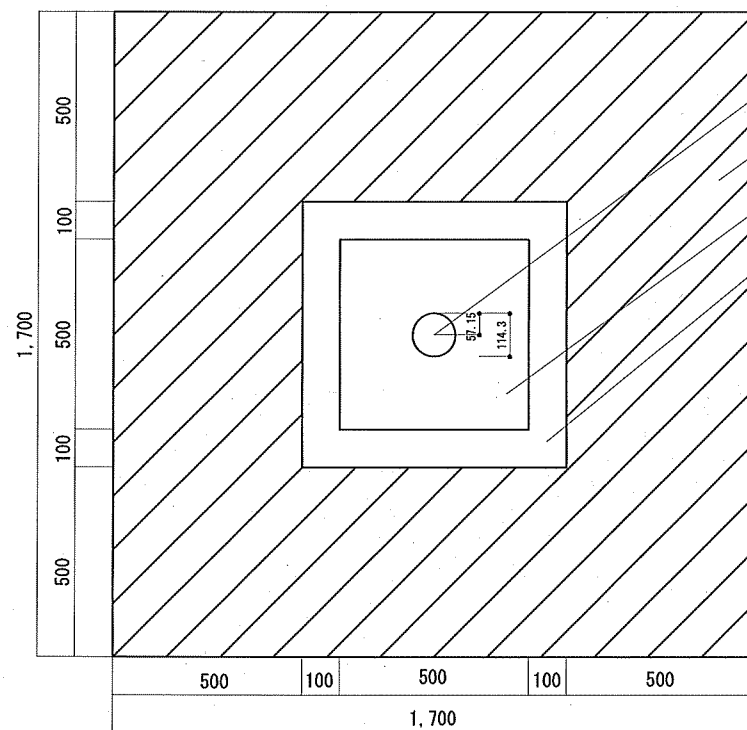
新設外灯基礎B④ 平面図 S=1/30



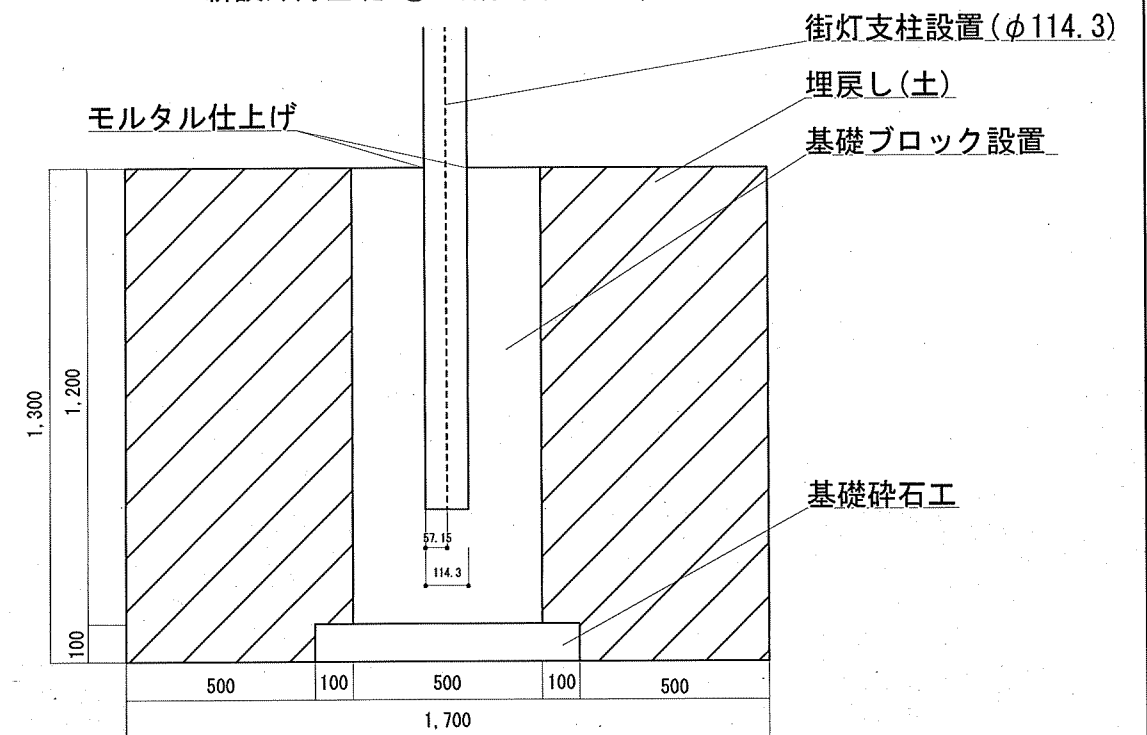
航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 面 番 号	16/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200

工事関係者以外不許可複製

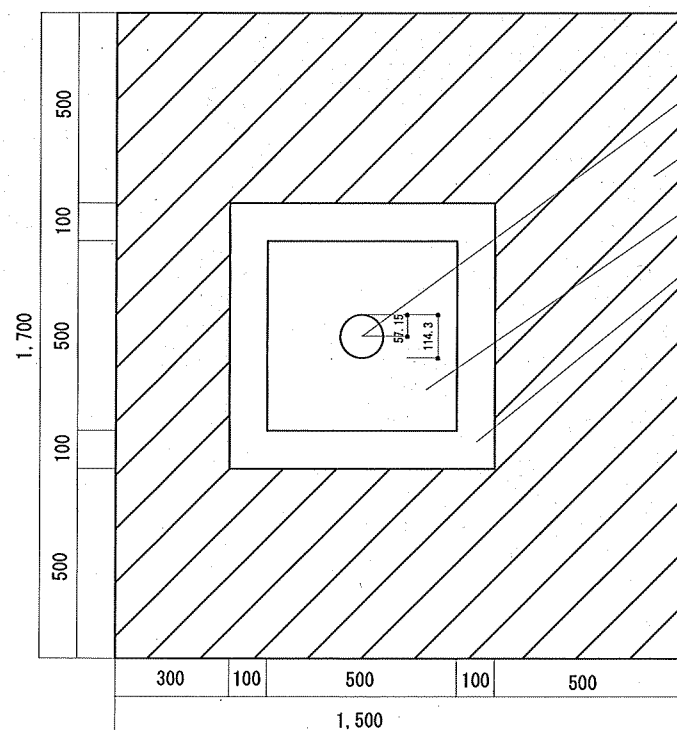
新設外灯基礎C① 平面図 S=1/20



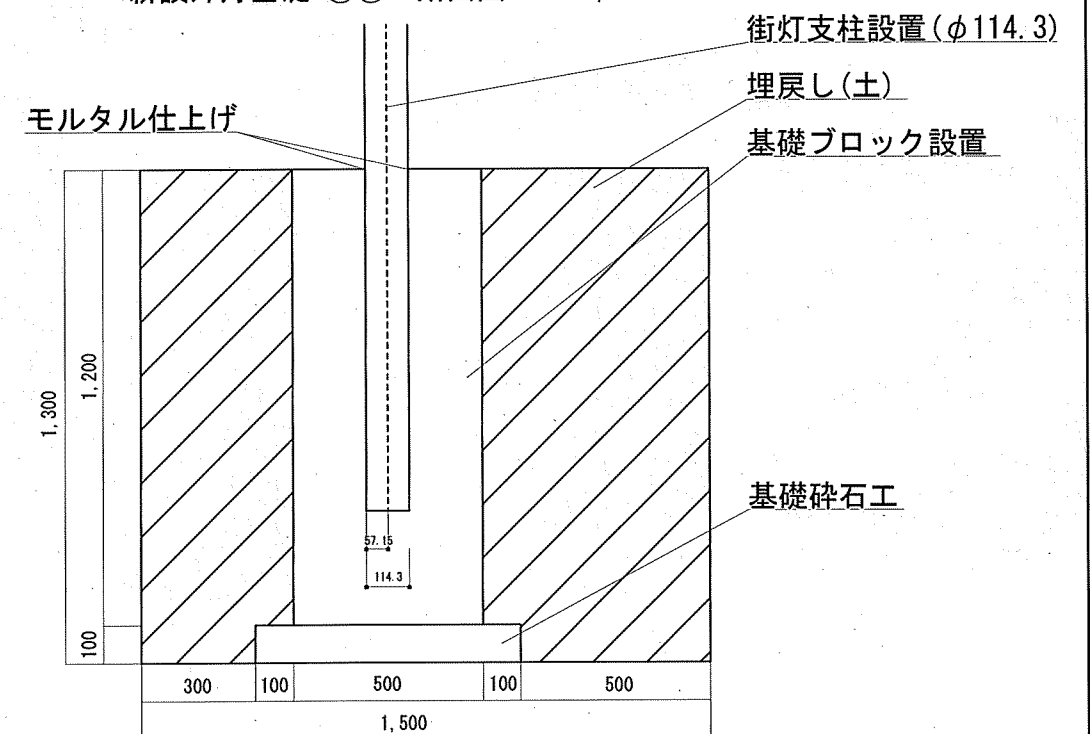
新設外灯基礎C① 断面図 S=1/20



新設外灯基礎C②③ 平面図 S=1/20



新設外灯基礎C②③ 断面図 S=1/20



工事関係者以外不許可複製

航空自衛隊 饗庭野分屯基地		工 事 名	庁舎地区外灯更新工事
図 面 内 容	外灯A配置図	図 番 号	17/17
作 成 年 月 日	令和8年2月25日	縮 尺	S=1/200